



LLC 夢さぼーとIT 三島労務管理事務所（大阪機械器具卸商協同組合顧問） 〒541-0047 大阪市中央区淡路町2-1-1
堺筋千島ビル804号 TEL:06-6209-4161 FAX:06-6209-4162 E-mail:office@yume-it.biz HP:http://www.yume-it.biz

—News Topics—

- 時間の使い方を変えてみると・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- おしえてQ&Aシリーズ（23）「固定残業手当について」・・・・・・・・ P2
- 社会保障協定について ～海外出向者等の社会保障～
第14回（再開第2回）：二重加入の防止措置について①・・・・・・・・ P4
- 行きたい会社って、どんな会社？・・・・・・・・・・・・・・・・ P5
- 読者のコーナー「私の好きなもの」
（寄稿：神戸市 主婦 大谷敏子さん・・・・・・・・ P6



時間の使い方を変えてみると

特定社会保険労務士

キャリアコンサルタント 三島 佐智

企業訪問の際、お客様から聞かせていただく業界事情は、自身の周囲の事に置き換えて考えさせられることが多くあります。先日、ある訪問先で「今年の猛暑予測が酪農に携わる人達をひと際不安にさせている」というお話を聞かせていただきました。牛は夏の暑さが苦手で、猛暑になるとお乳の出が悪くなるのだそうです。学校給食で出される牛乳も、発育に欠かせない健康飲料であり、今では‘当たり前’のように食卓に並んでいます。でも、そうした‘当たり前’の裏には、酪農家の皆さんの自然を相手にした並々ならぬご苦労があるのです。

しかし、供給者（酪農家）のそうした見えづらい日陰の苦労は、ビジネスの現場ではしばしば無視され、需要者（例えば卸業者）が供給者につきつけるビジネス上の要求は常に厳しく、価格や質に対する厳しい要求を容赦なく突き付ける。そうした大自然を相手にした日陰の苦労を汲まない構図は、都会の生活に慣れてしまった‘生の実情’を知らない私達が、自然を敬い恵みに感謝する気持ちを忘れてしまっているからではないかと、一抹の寂しさを感じます。

ちょっと話は脱線しますが、そうした実情を汲まない一方的な主張がまかり通る構造というのは、何もビジネスの現場のみで見られるものではなく、社会の各所で見られます。例えば「働き方改革」。この流れを主導している政府の「働き方改革実現会議」の最近の動きは、制度的な問題に偏りすぎていて、必ずしも現場の実情を汲んでいない行き過ぎたもののように感じられ、「真の働き方改革って何？」と疑問を感じておられる方もいるのではないのでしょうか。

時に、農業体験をしてみる。酪農家の方たちの現場を訪ね、生産者の苦労を肌で感じてみる（あるいは働き方改革をするのであれば、もっと労働の現場を訪れ直に実情に触れてみる）。人は経験したことの無い事を想像することは難しいからこそ、実際に経験し実情に接することが重要だと思います。そして、それが自身の想像力を養い相手を思いやる気持ちにつながり、より良い関係性や構造の構築につながっていく。そのような変化を期待したいと思っています。



「固定残業手当について」



現在、当社では「固定残業手当」という制度について、導入するかどうかを検討していますが、最近、この制度について問題視されているという話を聞くことがあり、また、すでに導入している各企業においても、近年、労使紛争になるケースも多いと聞いています。
そこで、この固定残業手当の制度について、その概要と注意点を教えてください。



固定残業手当の給与体系を採用する場合はいくつか注意点があります。近年、行政もこの給与体系に関する警戒感を強めていますので、要点を確認した上で制度設計が必要です。

固定残業手当とは、あらかじめ時間外割増に充当する趣旨の手当を支給しておくことで、実際に時間外労働が発生しても、当該手当で充当できる範囲で、別途の時間外割増賃金が発生しない（既に支給しているという考え方）という制度です。

ただ、この固定残業手当の制度は、各企業の制度設計や運用が必ずしも適正でないこともあって、近年、労使紛争のもとになることが多く、また、ハローワークや民間の職業紹介機関が扱っている求人に対して寄せられる申出・苦情等においても、「入社してみたら求人提示されていた賃金の一部が固定残業手当だった」「月給に固定残業手当分が含まれているから残業代は出ないと言われた」等といった苦情が非常に多いようです。

こうしたことから国もこの状況を問題視し、平成27年10月1日より施行された「青少年の雇用の促進等に関する法律」に関連して定められた指針（青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針）の中では、固定残業手当について次のように定めています。

《上記指針一部抜粋》

第二の一（一）

へ 青少年が応募する可能性のある募集又は求人について、一定時間分の時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金を定額で支払うこととする労働契約を締結する仕組みを採用する場合は、名称のいかんにかかわらず、一定時間分の時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して定額で支払われる割増賃金（以下「固定残業代」という。）に係る計算方法（固定残業代の算定の基礎として設定する労働時間数（以下「固定残業時間」という。）及び金額を明らかにするものに限る。）、固定残業代を除外した基本給の額、固定残業時間を超える時間外労働、休日労働及び深夜労働分についての割増賃金を追加で支払うこと等を明示すること。

※ここでは固定残業代という表現を使っていますが、（細かく見ていくと若干違いますが）基本的には固定残業手当と同じものと思ってください。以下も同様です。

上記は、あくまで青少年（法令に明確な定義はありませんが、平成二十八年一月十四日厚生労働省告示第四号の青少年雇用対策基本方針においては35歳未満とされています。）の募集・求人に限った話ですが、ハローワークにおいては現在、青少年に限らず固定残業手当ありの求人を出す際には、次の事項（基本的には上記通達と同様の事項です。）を求人票等に明記することを求めています。

《ハローワークが求人を受理する際に固定残業手当について記載を求めている事項》

①固定残業代を除いた基本給の額

記載例：基本給（××円）（②の手当てを除く）

②固定残業代に関する労働時間数と金額等の計算方法

記載例：□□手当（時間外労働の有無にかかわらず、○時間分の時間外手当として△△円を支給）

③固定残業時間を超える時間外労働、休日労働および深夜労働に対して割増賃金を追加で支払う旨
記載例：○時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給

これらは単に求人出す際の明記事項・注意点に留まらず、テックジャパン事件（最高裁判所第一小法廷平成24年3月8日判決）を筆頭に、近年、固定残業手当の有効性を巡って争われた各判例・裁判例においても確認されている事項で、つまりは、固定残業手当の制度の適法性・有効性そのものにも関わることです。

以上のことから、これから新たに固定残業手当の制度を設ける場合は、上記の事に注意していただく必要があります。具体的には次のような制度（規定）が考えられますので、ご参考ください。

＜規定例＞

第〇条（職務手当）

職務手当は、一般社員並びに係長までの役職者に支給するものとし、月〇時間分の時間外割増手当に充当するものとする。なお、月〇時間を超える時間外労働が発生した場合は、別途法定の時間外割増手当を支給する。

◇ その他の注意点

①固定残業手当の金額

固定残業手当は、〇時間分の時間外割増に相当するものとして支給するため、当然ですが、法定の計算式に基づいて算出される〇時間分の時間外割増を超える金額を設定する必要があります。

②最低賃金との兼ね合い

各従業員の賃金額は最低賃金を上回っていないといけませんが、時間外・休日・深夜割増手当（その他通勤手当等最低賃金の計算から除外されるものがありますが、ここでは紙幅の関係で省略します。）は、最低賃金の計算の対象とはなりません。これは固定残業手当も同様であり、つまり、固定残業手当その他の除外の対象となる賃金を除いた残りの賃金で時間単価を計算し、最低賃金を上回っているかを確認する必要があります。

③充当する時間数

固定残業手当について、法令上明確に充当できる時間数を限定はしていませんが、ザ・ウィンザー・ホテルズインターナショナル事件（札幌高裁平成24年10月19日判決）において、裁判例は36協定で設定できる1月の時間外労働の上限45時間（昭和57年労働省告示第69号・平成4年労働省告示第72号）を超える時間（当該事件については月95時間）については、あらかじめ固定残業手当として支給することはできないとしており、充当すると定める時間数は、どんなに多くても月45時間（1年単位の変形労働時間制を採用している場合は月42時間）までとするのが妥当です。

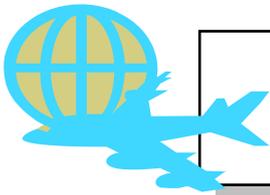
④充当する「割増手当」の種類

上記のような規定例の場合、あくまで充当できるのは「時間外割増手当」のみであり、「休日割増手当」や「深夜割増手当」には充当できません。そのような制度設計も可能ではありますが、制度設計や給与計算が複雑になり、給与構成も歪（固定残業手当が異様に高額になる等）になりますので、充当するのは「時間外割増手当」のみとしておくのが妥当です。

※上記の規定例は一例であり、また注意点についても他に細かなものがありますが、紙幅の関係でここでは省略させていただきます。

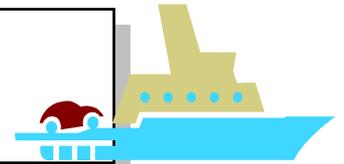
最後となりますが、このような制度は近年、行政（上記の指針やハローワークの求人における対応等）のみならず、司法（判例・裁判例）においても企業側にとって厳しい判断が相次いでおり、何よりも労働者側からの警戒感も強い制度となっています。

また、既に固定残業手当を導入している企業側からは、今後、固定残業手当をなくそうといった意見も出てきており、早帰りを推進する際の足かせになっている、といった意見も耳にするようになりました。人材確保が困難な折柄、求人への応募の質・量、既存社員のモチベーションへの影響等考慮しつつ、自社にあった制度づくりをご検討ください。
(文章：伴)



社会保障協定について ～海外出向者等の社会保障～

第14回（再開第2回）：二重加入の防止措置について①



前回でもお伝えしましたが、社会保障協定は主に①社会保険の二重加入の防止と②年金加入期間の通算を目的としており、①により、協定締結相手国で就労する場合、「両国の社会保障に同時に加入しなければいけないという状況を回避することができる」ということとなります。ただし、ここで一つ注意点となるのが、両国の社会保障制度の全てが二重加入の防止措置の対象となる訳ではなく、対象となる制度も相手国によって違うということです。

例えば相手国によっては、協定で定める二重加入の防止措置の対象を年金制度だけに限定しており、そのような場合は、年金制度（日本で言えば厚生年金等）について二重加入を回避できても、医療保険制度（日本で言えば健康保険等）は二重加入になる可能性があるということです。

そこで、今回は、各相手国によって、具体的にどの制度が二重加入の防止措置の対象になるかをまとめましたので、ご覧ください。

◇二重加入の防止措置の対象となる制度

| 相手国 | 日本国で免除される制度 | 相手国で免除される制度 |
|----------|---------------|---------------------|
| ①ドイツ | 年金制度 | 年金制度 |
| ②英国 | 年金制度 | 年金制度 |
| ③韓国 | 年金制度 | 年金制度 |
| ④アメリカ | 年金制度 医療保険（※1） | 年金制度 医療保険（※1） |
| ⑤ベルギー | 年金制度 医療保険 | 年金制度 医療保険 雇用保険 労災保険 |
| ⑥フランス | 年金制度 医療保険 | 年金制度 医療保険 労災保険（※2） |
| ⑦カナダ | 年金制度 | 年金制度（ケベック州の年金制度は除く） |
| ⑧オーストリア | 年金制度 | 年金制度 |
| ⑨オランダ | 年金制度 医療保険 | 年金制度 医療保険 雇用保険 |
| ⑩チェコ | 年金制度 医療保険 | 年金制度 医療保険 雇用保険 |
| ⑪スペイン | 年金制度 | 年金制度 |
| ⑫アイルランド | 年金制度 | 年金制度 |
| ⑬ブラジル | 年金制度 | 年金制度 |
| ⑭スイス | 年金制度 医療保険 | 年金制度 医療保険 雇用保険 |
| ⑮ハンガリー | 年金制度 医療保険 | 年金制度 医療保険 雇用保険 |
| ⑯インド | 年金制度 | 年金制度 |
| ⑰イタリア | 年金制度 雇用保険 | 年金制度 雇用保険 |
| ⑱ルクセンブルク | 年金制度 医療保険 | 年金制度 医療保険 雇用保険 労災保険 |
| ⑲フィリピン | 年金制度 | 年金制度 |
| ⑳スロバキア | 年金制度 | 年金制度 医療保険 雇用保険 |

※1 アメリカは現役世代一般をカバーする公的な皆保険が無い（いわゆるオバマケアは、いずれかの医療保険への加入を義務付けるものであって、公的な皆保険そのものではありません。）、アメリカの民間医療保険に加入することで、日本の医療保険制度への強制適用が免除されます。また、アメリカ側で免除される医療保険とは公的保険のメディケアのことですが、これは65歳以上及び障害者を対象とするものなので、一般的な現役世代の海外派遣者にはあまり関係ありません。

※2 日本からフランスに派遣される場合であって、フランスの社会保障制度（年金、医療、労災）の免除を受けるためには、日本の労災保険に加入（海外派遣労働者の特別加入）しておくことが条件となります。なお、労災保険の特別加入は本来任意ですが、フランス側が労災の無保険者の発生を危惧したため、このような仕組みとなりました。

上記の表の見方については、一方の国の社会保障制度の適用を受ける場合には、もう一方の国について列記されている制度の適用が免除されるといったように見て頂ければ結構です。つまりは、上記の表に列記されていない制度（例えばカナダであれば医療保険等）については、海外派遣者について二重加入に陥る可能性があるということになりますが、ただし、社会保障協定とは関係の無いところで、その国独自の制度が存在する場合があります。例えば「外国人については一定の要件を満たした場合に医療保険への強制加入を免除する」等といったものですが、紙幅の関係で、ここでは詳細は省略させていただきます。次回以降で説明できる機会があれば整理してみたいと考えています。

次回は、どのような要件に基づいて日本国、あるいは一方の相手国の社会保障制度に加入することになるのか、（一部再開前のおさらいにもなりますが）説明させて頂く予定です。



行きたい会社って、どんな会社？



みなさま、こんにちは。

先日のニュースの内容として、ことしの就職戦線も人手不足を背景に引き続き学生に優位な「売手市場」になっているとのこと。

学生さんにとって就職しやすくて喜ばしい。とも受け取れたのですが、実は「自分の行きたい会社に就職しやすくなった」わけではないようだ。ということに改めて感じました。



---リクルートワークス調査結果 2018年3月卒業予定の大卒(院卒含む)---

- ・大卒求人倍率は→1.78倍
- ・従業員数5000人以上の企業→0.39倍
- ・従業員数300人未満の中小企業→6.45倍

「自分の行きたい会社とは、こういう会社だったんだ」
---従業員に「この会社に就職して良かった」と思ってもらえる努力をしているか。---



従業員を大切にしている姿勢が見えるか？

自分が面接を受ける側だったら…と想像してみました。今やインターネットの口コミや会社のホームページなどで数々の情報を先に手に入れることができます。あまりにも情報数が多いので、どこまで信じてよいのか分からないものだと思います。

そのような状態でエントリーをするわけですから面接のときには、『質問してくるだけ』でなく、『質問を受けて丁寧に答えてくれる』会社に誠意を感じます。

会社側には、従業員が安心して働ける職場環境を整えていることを丁寧に説明してほしいと思います。

例えば私ならば、面接のときに

- ・「ちょっと見て行きますか？」と、職場風景を見せてくれる。
 - ・今年の新入社員に質問できる機会がある。
 - ・入社した後の大まかな教育プランや業務について教えてくれる。
 - ・「そういえば…」と最近あった職場での面白いエピソードを話してくれる。
- などの配慮で温かみを感じて安心できますし、双方のミスマッチ防止にもなると思います。



「厳しい環境では、働きたくない」 ニュースでのある男子学生の言葉です。ブラック企業という言葉が定着した時代背景や大手広告会社の新入社員が過労で自殺した問題などで入社してからの働き方への関心が高まっているようです。安心して働けるからこそ従業員は「永く会社に貢献したい」という思いが湧いてくるのだよな〜。と、思いました。(文章 湯口)





大谷 敏子 さん (神戸市、主婦、79歳)

「薔薇の花が好きです。」好きなものを尋ねられた時の私の返事です。そして、もうひとつ同じくらい好きなのが『ゴリラ』です。どうしてゴリラなのかと思われるかもしれませんが、その昔、初めて見た時、とても大きくて迫力があることに感動したのがきっかけでした。

これまでの最愛の友達ゴリラは神戸市立王子動物園のケンタでした。何回となく動物園に通い、何時間も飽きることなく、会話をしながら檻の前で過ごしたものです。当時ケンタの檻の柵には「糞を投げる



イケメンのシャバーニ君

ことがある」との注意書きが掲げてありました。実際に「見て、コワイ顔！」「ほんと、気持ち悪い！」と話している親子に投げつけている場面を見ることがありました。私には一度たりともそんないたずらをしたことはないのに(笑)。その後ケンタは、ブリーディングローンで京都、東京、千葉、と渡り歩き、残念ながら、2016年にガンで亡くなってしまいました。

最近友達になったのは名古屋市東山動植物園のシャバーニです。評判通りのイケメンゴリラで、愛想がよく、ショーのように様々なパフォーマンスをして皆を楽しませてくれます。他にも日本国内では、上野動物園のゴリラの森、京都市動物園のゴリラのおうちなども見て来ました。

本当は動物園ではなく海外の地で野生のゴリラが見てみたいのですが、未だ実現はしていません。代替プランで海外でゴリラ以外の他の野生動物を見に行ってみました。メルボルン(オーストラリア)でコアラの森、キャメロンハイランド(マレーシア)でオランウータン島、アフリカの国々でカバや象など、様々な国の自然環境の中で野生の動物を見て来ました。それらもまた楽しい出会いではありましたが、やはり野生のゴリラが見たいという思いは消えることなく、反対にますますふくらんでいっています。いつか夢がかないますように……。

*余談 ~ゴリラにまつわるよもやま話~

①ゴリラにまつわる悲しいニュース

昨年は、シンシナティ動物園でゴリラが射殺されるという悲しい事件がおこりました。

②ゴリラにまつわる嬉しいニュース

ゴリラ画家の阿部知暁さんの絵画展が神戸で開催されました。阿部さんは30年以上世界のジャングルを回ってその愛すべき姿を描いていらっしゃいます。また、最も尊敬する日本のゴリラ研究の第一人者である山際寿一先生は、研究時間が制限されることを懸念されながらも京大総長に就任されました。

③その他の小話

私の好きなもの、薔薇、ゴリラ……。今度生まれ変わるとしたら何がいいですか？この質問もしばしばされることがあります。薔薇は手折られたり枯れたりします。ゴリラは人間と同じく生きていく上で苦痛やストレスがります。そこで私は考えました。薔薇、ゴリラと同じくらい好きなもの、もうひとつありました。お〇〇〇さんです。さて、さて、これはちょっと恥ずかしいので秘密にさせていただきます。

自宅でも、ゴリラのぬいぐるみたちに囲まれています



大谷敏子さんは、大学時代の友人のお母様です。通信誌を読まれて、是非私も投稿したいと申し出て下さいました。直接お目にかかったことはありませんが、聡明でしっかりされていて、記事を読ませていただきとてもユニークな方だと感じました。(み)

【読者のページは、皆様の趣味や会社のPRにお使いいただき、読者間の情報交換・交流の場になることを願って設けたものです。是非、皆様からのメールやFAX、お手紙をお寄せ下さい!!】